

特約条項

受注者は、建設工事請負契約約款（契約書を含む。以下同じ。）に定める外、発注者が定める以下の特約条項に従う。

（下請負の制限）

第1条 受注者は、工事の全部又は一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

- (1) 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと又は同法第29条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと若しくは廿日市市建設工事競争入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外の期間が経過しない者

2 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者に委任し、又は請け負わせた工事の全部又は一部を、前項各号に掲げる者に再委任又は再下請負させてはならない。

（下請負人の確認）

第2条 受注者は建設工事請負契約約款第7条により通知を行った後、発注者に受任者又は下請負人に前条第1項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

（社会保険の加入に関する下請事項）

第2条の2 受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラン」従うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第3条 受注者は、暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うものとする。

4 受注者は、発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、建設工事請負契約約款第21条の規定により、発注者に工期延期の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うものとする。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、建設工事請負契約約款第21条の規定により、発注者に工期

延長の請求を行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第4条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行うものとし、その併用は次のとおりとする。

- （1） 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第38条の4第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。
- （2） 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来形予定額に対する中間前払金については請求することができる。

- （3） その他中間前金払に関することについては、工事請負金中間前金払実施要領の規定によるものとする。